

平成 30 年 5 月 17 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K03098

研究課題名(和文) 憲法に関する継続的対話における下級裁判所と国民の機能と役割に関する基礎的研究

研究課題名(英文) Basic study on the functions of lower courts and citizens in the ongoing constitutional dialogue.

研究代表者

佐々木 雅寿 (SASAKI, Masatoshi)

北海道大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：90215731

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)： 人権保障や憲法秩序の保障は、裁判所の違憲判決という一つの点によって実現するのではなく、裁判所と政治部門との憲法的対話というプロセスにより実現する。なかでも継続的な憲法的対話が重要である。

継続的な憲法的対話においては、下級裁判所の違憲判断、国民の憲法意識の変化等が最高裁判所の憲法判断に影響することが明らかとなった。その意味で、憲法保障を実現する憲法的対話においては、最高裁判所のみならず、下級裁判所と国民も重要な機能と役割を担っているといえる。

研究成果の概要(英文)： The protection of human rights and constitutional norms cannot be accomplished only by the Supreme Court rulings that the statute in question is unconstitutional. Ongoing constitutional dialogue or interaction between the Supreme Court and the political branches is indispensable for the constitutional protection.

In ongoing constitutional dialogue, lower courts judgments that the statute in question is unconstitutional and citizens' consciousness of human rights and constitutional norms have strong influence on the Supreme Court's judgments on the constitutional issues. In that sense, the functions of lower courts and citizens are significant in ongoing constitutional dialogue for the protection of human rights and constitutional norms.

研究分野：憲法

キーワード：対話 対話理論 憲法的対話 継続的対話 対話的違憲審査 カナダ憲法 日本国憲法

1. 研究開始当初の背景

(1) 国内外の研究動向

これまでの違憲審査に関する議論の立て方は、比較法的に見ても、最高裁と政治部門との関係を、最高裁の違憲判決の時点を基準時として、時間の流れを止めて、静態的に論じる傾向が強かった。それに対し、人権保障は、最高裁と政治部門との対話という相互作用により実現するという視点から違憲審査を捉える対話理論が、世界的に注目されていた。対話理論は、最高裁と政治部門との関係を、時間の流れの中でダイナミックな相互作用として動態的に捉える新たな視点をもたらした。

(2) 日本の研究動向

このような世界的傾向の中、研究代表者は、平成 24～26 年度において、「対話的違憲審査の理論」を提示し、日本においても、最高裁と国会との対話が実際に行われていること、日本国憲法は憲法的対話を要請していること等を実証した。また、最高裁と国会との継続的対話には、立法裁量を漸次的に縮小し、憲法に関する対話をより活性化させる可能性があった。その主要因は下級裁判所の違憲判決と、国民の人権意識の高まり等に基づく多くの憲法訴訟の提起であると考えられた。しかし、日本においては、憲法的対話における下級裁判所や国民の役割を必ずしも十分に分析していなかった。そこで研究代表者は、日本における継続的対話の効果、その要因として、下級裁判所と国民の機能と役割を、具体的事例の分析によって解明することが必要であると考えた。

2. 研究の目的

本研究は、人権保障の実現や憲法的価値の具体化は裁判所、立法府、行政府そして国民による「対話」という相互作用により実現するという「対話的違憲審査の理論」の観点から、裁判所と政治部門との関係を「対話」と捉えるカナダ憲法を比較検討の対象として、日本国憲法の下、最高裁と政治部門との継続的対話において、最高裁が立法裁量を漸次的に縮小する判断を示す過程、すなわち、最高裁が違憲審査を漸次的に厳しく行う過程で、下級裁判所と国民が果たしうる機能と役割を、具体的事例を分析することによって解明することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) カナダ憲法の比較検討

カナダの継続的対話における州裁判所および国民の機能と役割に関する判例・学説お

よび違憲審査の手続等の分析を行った。

(2) 日本の検討

日本の継続的対話に関し、その効果、下級裁判所の機能と役割、そして、国民の機能と役割に関する具体的事例の分析を行った。

4. 研究成果

(1) カナダに関する研究成果

①制定法成立前の政府内の憲法的対話

無数にある制定法のうちほんの少しのものしか裁判所によって違憲と判断されない理由の一つとして、連邦や州の政府が、制定法等の憲法適合性を確保するため、法務総裁（Attorney General）が責任者となっている省に、憲法を専門とする法律家を多数擁し、政府によって考慮されているすべての法案を検討させ、当該法案が将来裁判所によって違憲と判断されるリスクを評価させていることがあげられる。そして、違憲と判断されるリスクが判明した場合には、憲法の専門家は、関連する省の政策スタッフと共に、違憲と判断されないような方法で政策目標を達成できる様々な選択肢を検討する。このような検討は制定法が成立する前の段階で行われ、それは、憲法の専門家が積極的な役割を果たす、比喩的ではなく、実際に行われている憲法に関する対話といえる。憲法の専門家の意見は、法務総裁に報告されるため、政策上の理由で無視することはできない。法務総裁は、国王の首席法務官であり、政府が行おうとする行為の合法性に関し首相等にアドバイスするが、この責任を果たすために、法務総裁は、内閣の他の大臣から、一定の独立性を有する。また、法務総裁は、法の支配の要請に従い、政府行為が憲法やその他の法律に適合的であるために、客観的な法的アドバイスをすることが要請されている。他方、カナダの政治家も、政府が法の支配に服していることを理解し、法務総裁の法的アドバイスは、通常は、受け入れられている。

②違憲審査の開始段階の憲法的対話

誰が、どのような手続で、裁判所との憲法的対話を開始するのかについては、照会制度と公益スタンディングが重要である。

カナダの照会制度は、主に、政府が裁判所に対して勧告的意見を求めるための制度で、連邦およびすべての州で採用されている。連邦の照会制度は、実質上、内閣がカナダ最高裁の勧告的意見を求めるもので、照会された事案は通常の訴訟事件と同様の方法で審理され、裁判所の意見は通常の判決と同様の質を備えており、現在の照会制度は、完全に「司法化」されている。各州の照会制度も、主に、州政府が州の最上級裁判所に対して勧告的意見を求めるもので、同じく司法化が進んで

いる。州の最上級裁判所の判断に対しては、カナダ最高裁への権利としての上訴が認められているため、州政府もカナダ最高裁の判断を求めることができる。そして、法的には先例的価値がないとされる勧告的意見も、今日では先例として扱われている。連邦の照会制度では、主に、法律等の合憲性が照会され、カナダ憲法の基本原理の多くが照会により形成・発展してきた。

照会制度は、裁判所と立法府との間の憲法的対話にとって重要な手段となっている。特に、①以前の判決において裁判所が十分な事実に基づかずに人権憲章に関する判断をしたと政府が考える場合、②裁判所が当事者以外の他の利害関係者の利益を十分に考慮しないで人権憲章に関する判断をしたと政府が考える場合に、裁判所の判断に対応する新たな法案を作成し、その法案について裁判所に照会する場合、③カナダ最高裁の違憲判断に対して、立法府が判決の内容と異なる対向的な法改正をし、それについて照会する場合、政府から新たな事実に関する情報や議論を提示することは、裁判所との憲法的対話にとって有用である。このように、照会制度は、連邦や州の政府が直接カナダ最高裁と憲法的対話を行う手段と位置づけることができる。また、照会制度は、州裁判所とカナダ最高裁との憲法的対話の場としても理解できる。

カナダでは、自己の私的な利益ではなく、公益を主張する者に認められるスタンディングを「公益スタンディング (Public Interest Standing)」と呼ぶ。法律の合憲性に関する宣言的判決を求めるスタンディングは、問題となっている法律により自己の私的権利が侵害された者、または、自己の私的権利は侵害されていないが、自己が他の一般公衆とは異なる特別な損害を被った者に対して認められる「権利としてのスタンディング」と、私的利害関係をもたない私人に対し、裁判所の裁量で認められる「公益スタンディング」に分けられる。公益スタンディングは、①法律等の無効性に関する重大な争点が存在し、②原告が当該争点に真の関心をもち、かつ、③当該争点を裁判所によって審査させるための他の合理的で有効な方法が存在しない場合に認められる。権利としてのスタンディングのみならず、公益スタンディングを認めるカナダでは、私人が憲法訴訟を提起して、裁判所の違憲審査権を発動させる重要な役割を担っている。換言すれば、私人が裁判所との憲法的対話を始め、それによって裁判所と政治部門との対話も始まることになる。その意味でも、憲法的対話にとっては私人の役割も重要なものと位置づけられる。

③ 違憲審査における憲法的対話

裁判所が違憲審査を行う過程で、どのような主体が関与し、いかなる内容の憲法的対話が行われ、それに対して裁判所はどのような

判決を出して憲法的対話を促進するのかという問題に関しては、法務総裁と私人の訴訟参加、照会制度における訴訟参加、人権憲章に関する違憲審査の内容、対話を促進する救済方法が重要となる。

法律の合憲性が私人間の訴訟で争われる場合、当該争点に利害関係を持つ連邦や州の法務総裁にその争点について通知をし、法務総裁の訴訟参加を認める制度がカナダでは発達している。訴訟参加する法務総裁に認められる権利の内容は、法律の規定の仕方によって異なるが、通常、意見を述べる権利を付与し、なかには、証拠を提出する権利を認めるものもある。このような違憲審査における法務総裁の訴訟参加手続は、利害関係を有する政府と裁判所との間の憲法的対話を確実に行う場を提供している。

カナダの裁判所は、事案に関心を持つ当事者以外の私人の訴訟参加を認める権限を持つ。法律の合憲性が争われている事案では、判決は当事者以外の者にも影響を及ぼすため、私人の訴訟参加が認められる傾向がある。また、憲法訴訟においては、問題となっている争点に長年コミットした経歴をもち、当該争点に対し新しい視点や情報を提供しうる専門性を有する者は、訴訟参加が認められる傾向にある。訴訟参加が認められると、通常、主張をまとめた文書の提出ができ、口頭弁論の機会を与えられる場合もある。専門性が高い訴訟参加者は、裁判所と立法府との継続的対話に参加して、公益という独自の観点によって、当該対話を多様化し、内容を豊かにすることに役立っている。

連邦と州の照会制度においても、利害関係をもつ政府や私人が裁判所での審理に参加できることが制度上保障されている。このような手続的保障により、照会された争点が十分に展開される可能性が増し、それによって、裁判所の判断が社会によって受け入れられやすくなる傾向もある。このように照会事件においても、連邦や州の政府のみならず、私人や団体等が訴訟参加し、様々な観点から問題となっている法律等の合憲性について意見を述べ、憲法的対話に参加している。

人権憲章に関する違憲審査は、人権制約の有無の判断と、人権制約の正当性判断の2段階に分けられる。第1段階では、自己の人権が侵害されたことを主張する者が立証責任を負うが、人権制約は比較的容易に認められる。第2段階での立証責任は人権制約の正当性を主張する政府に課される。第2段階の人権制約の正当性審査は、主に、「比例テスト (proportionality test)」による目的と手段の関係審査で行われる。比例テストは、目的と手段の合理的関連性、人権制約の最小性、目的の重要性と手段の効果との比例性の3つの要素で構成されるが、カナダ最高裁の判例では、立法目的を違憲と判断することはほとんどなく、人権制約の最小性審査が結論を左右してきた。このような判例傾向は、違憲判決の

後に、議会が、立法手段をより制限的でないものに変えることによって当初の立法目的を達成するための法改正をすることを可能とし、議会と裁判所との憲法的対話に有益であること、また、人権制約が合理的で比例原則に適合していることを政府が主張・立証する過程が憲法的対話であること等が指摘されている。

制定法が憲法に違反する場合に適用される憲法上の救済方法には、無効判決（全部無効）、分離の手法（一部無効）、合憲限定解釈、合憲補充解釈、合憲的適用除外（適用違憲）、無効性の一時停止がある。その中の、無効性の一時停止は、裁判所が、法律を無効とする違憲判決の効力発生を一定期間停止し、違憲の法律に対応する機会を議会に与える救済方法である。無効性の一時的停止の手法は、裁判所が複雑な憲法問題の解決を立法府に委ねることを可能にするため、憲法的対話にとって有力な手段と評価できる。

④小括

カナダにおいては、関係する連邦または州の政府、私人が、憲法訴訟を提起したり、訴訟参加することにより、憲法的対話に参加するための手続が発達している。また、州裁判所の判断をふまえてカナダ最高裁が憲法判断を示すことにより、州裁判所とカナダ最高裁との憲法的対話も成立している。

(2) 日本に関する研究成果

①投票価値の平等に関する判例

日本国憲法の下、最高裁と政治部門との継続的対話において、最高裁が違憲審査を漸次的に厳しく行う過程で、下級裁判所と国民が果たしうる機能と役割が比較的明確となっているのは、衆議院と参議院の投票価値の平等に関する分野である。

②衆議院昭和 51 年判決（最大判昭和 51・4・14 民集 30・3・223。以下「昭和 51 年判決」）の背景

昭和 51 年判決以前、投票価値の平等に関しては、衆議院選挙に関する東京高判昭和 37・4・18 行集 13・4・514、東京高判昭和 39・10・20 行集 15・10・1976、東京高判昭和 41・5・10 行集 17・5・503、そして、参議院地方区選挙に関する昭和 39 年判決（最大判昭和 39・2・5 民集 18・2・270）とその原審（東京高判昭和 38・1・30 行集 14・1・21）、昭和 41 年判決（最 3 小判昭和 41・5・31 集民 83・623）とその原審（仙台高判昭和 38・3・28 行集 14・3・458）、昭和 49 年判決（最 1 小判昭和 49・4・25 判時 737・3）とその原審（東京高判昭和 48・7・31 判時 709・3）がある。なかでも、参議院に関する昭和 39 年判決が、指導的判例としての役割を果たしていた。

昭和 39 年判決は、①憲法は「選挙に関する事項の決定は原則として立法府である国

会の裁量的権限に委せている」、②「憲法 14 条、44 条その他の条項においても、議員定数を選挙区別の選挙人の人口数に比例して配分すべきことを積極的に命じている規定は存在しない」と判示し、選挙人の投票価値の平等は憲法上積極的に要請される原則ではないという立場を示したと解される。これに対し、参議院に関する東京高判昭和 48・7・31 判時 709・3 は、(a)投票価値の平等が憲法 14 条の法の下での平等から派生することを認め、(b)最大較差 1 対 5.08 を違憲の疑いが極めて強いことを指摘し、(c)本件選挙の違法は選挙の結果に異動を及ぼす虞がないとして選挙無効の主張を排斥した。

③衆議院昭和 51 年判決

多数意見は、①投票の価値の平等は憲法が要求する、②議員定数の不均衡の程度と合理的期間を考慮し、約 1 対 5 の最大較差がある議員定数配分規定を違憲と判示した、③いわゆる事情判決の法理を用いて、選挙無効の請求を「棄却」とともに「当該選挙が違法である旨を主文で宣言」した。この判決には、前記東京高判昭和 48・7・31 判時 709・3 や当時の学説が影響したと解される。

④その後の判例

衆議院の中選挙区制の下で最高裁は、最大較差 1 対 3 程度を合憲とされる限界の目安とし、また、合理的期間に関し、公職選挙法自体が国勢調査の結果をみて 5 年ごとに更生されることを予定していたことをふまえ、5 年を一応の目安にしていたと解されてきた。

較差の程度に関しては、小選挙区制の下でも、最高裁は当初、最大較差 1 対 3 程度を目安とする中選挙区制の下での判断方法を基本的に踏襲し、選挙当時の選挙区間における選挙人数の最大較差 1 対 2.471 も合憲と判断した（最 3 小判平 13・12・18 民集 55・7・1647）。しかし、平成 23 年判決（最大判平 23・3・23 民集 65・2・755）は、結果として、選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差 1 対 2.304 を違憲状態と判示し、この判決以降、最高裁は、最大較差 1 対 2 を一つの指標としていると解される。

合理的期間に関しては、最高裁の平成 25 年判決（最大判平成 25・11・20 民集 67・8・1503）は、「単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったといえるか否かという観点から評価すべき」と判示した。このことから、合理的期間は一定ではなく、是正内容や最高裁の判決内容等により、長さに変化するものと解される。もっとも、平成 25 年判決は平成 23 年判決から問題となった選挙までの約 1 年 9 か月について、また、平成 27

年判決（最大判平 27・11・25 民集 69・7・2035）は平成 23 年判決から問題の選挙までの約 3 年 8 か月について、合理的期間を徒過していないと判示した。

⑤立法裁量の縮小

較差の程度に関し、平成 27 年判決の千葉裁判官の補足意見は、最高裁は「平成 23 年大法廷判決を契機として、従前よりも投票価値の較差の評価を厳しく行う姿勢に転じてきている」と評する。このように、最高裁は、平成 23 年判決以降、漸次的ではあるが、実質的に較差の程度に関する立法裁量を縮小する方向に向かっている。

また、合理的期間に関し、平成 25 年判決が、国会の是正の取組が司法判断の趣旨を踏まえた立法裁量権の行使として相当なものであったかという評価基準を採用したことにより、合理的期間は司法判断の趣旨を基準とした立法裁量統制として位置づけられる。これは、国会に是正内容に関する一定の立法裁量を認めつつも、合理的期間の内実を最高裁自身が決めることを意味し、合理的期間が質的側面からもかなり制約される可能性を示している。このように、合理的期間においても、最高裁は、漸次的ではあるが、実質的に立法裁量を狭める方向に向かっている。

⑥下級裁判所の影響

最高裁が投票価値の平等に関し立法裁量を漸次的に狭める方向に向かっている要因の一つは、投票価値の平等の実現に向けて厳しく違憲審査権を行使する下級裁判所の判断が影響していると解される。例えば、平成 23 年判決（最大判平 23・3・23 民集 65・2・755）で問題となった選挙に関しては、9 つの高裁判決があり、そのうち、2 つの高裁（東京高裁、札幌高裁）は、問題の選挙区割りが投票価値の平等の要求に反する程度に至っていたとはいえないとして区割規定を合憲と判示し、3 つの高裁（東京高裁、高松高裁、福岡高裁那覇支部）は、選挙区割りは投票価値の平等の要求に反する程度に至っていたが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないとして区割規定を合憲と判示し、4 つの高裁（大阪高裁、名古屋高裁、福岡高裁、広島高裁）は、選挙区割りは投票価値の平等の要求に反する程度に至っており、合理的是正期間の経過により（大阪、広島）または平成 14 年改正の当初から（名古屋、福岡）区割規定は違憲であるとして事情判決をした。また、平成 25 年判決（最大判平成 25・11・20 民集 67・8・1503）で問題となった選挙に関しては、17 の高裁判決があり、そのうち、2 つの高裁（名古屋高裁、福岡高裁）は、選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至っていたが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえないとして区割規定は合憲と判示し、15 の高裁は、

選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至っており、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして区割規定を違憲と断じ、そのうち 13 の高裁は、いわゆる事情判決の法理を適用し、1 つの高裁（広島高裁）は、当該選挙区における選挙を一定期間経過後に無効となるとし、他の 1 つの高裁（広島高裁岡山支部）は、当該選挙区における選挙を即時に無効とした。さらに、平成 27 年判決（最大判平 27・11・25 民集 69・7・2035）で問題となった選挙に関しては、17 の高裁判決があり、そのうち、4 つの高裁（東京高裁、大阪高裁、広島高裁、高松高裁）は、選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至っていたとはいえないとして区割規定を合憲と判示し、12 の高裁は、選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する状態にあったが、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、区割規定は合憲であるとし、1 つの高裁（福岡高裁）は、選挙区割りは憲法の投票価値の平等の要求に反する程度に至っており、憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとして区割規定を違憲とし、いわゆる事情判決の法理を適用した。このように、高裁の厳しい判決傾向が最高裁の判断に影響したと考えられる。

⑦国民の権利意識の影響

最高裁が投票価値の平等に関し立法裁量を漸次的に狭める方向に向かっている他の要因としては、国民の投票価値の平等に関する権利意識の変化があげられる。この点、平成 27 年判決の千葉裁判官の補足意見は、「当審は、平成 23 年大法廷判決を契機として、従前よりも投票価値の較差の評価を厳しく行う姿勢に転じてきている」と説示し、その理由の一つとして、「有権者において、小選挙区における選挙行動（投票）を幾たびか経験することにより、自己の投票が対象となる候補者の当落に直結し、当該選挙区における当選議員がそれで全て決まることが明らかになることから、各人の投票の持つ意味、すなわち投票こそが国民としての国政への参加の証であるという参政権行使の現実的かつ憲法的な意味が実感されることになり、その結果、投票価値の平等の憲法上の重要性の認識が格段に広まってきたといえよう（近時、投票価値の平等やそれをめぐる訴訟に関連するマスコミ報道が大きく展開される傾向にあるのは、その表れであろう。）」と指摘する。

⑧参議院に関する判例

参議院議員選挙の投票価値の較差に関し、最高裁はこれまで、①選挙区間における投票価値の不均衡が違憲状態に至っているか否か、②違憲状態に至っている場合、当該選挙までの期間内にその是正がされなかったこ

とが国会の裁量権の限界を超え、当該定数配分規定が憲法に違反するに至っているか否かといった判断枠組みで審査してきたが、これは、「憲法の予定している司法権と立法権との関係に由来する」。そして、平成16年判決（最大判平成16・1・14民集58・1・56）以降の最高裁は、この判断枠組みを基本的に維持しつつ、「投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価」をしてきた（以上は、平成26年判決（最大判H26・11・26民集68・9・1363））。

上記①に関し、従来の最高裁は最大較差6倍程度を違憲状態の1つの指標としていたと解されていたが（最大判平成8・9・11民集50・8・2283参照）、平成24年判決（最大判平成24・10・17民集66・10・3357）は5.00倍、平成26年判決は4.77倍の最大較差を違憲状態と判示した。もっとも、平成29年判決（最大判平29・9・27判時2354・3）は、3.08倍の最大較差を違憲状態ではないと判示し、投票価値の平等に関し、参議院と衆議院とでは異なる評価をする可能性を示唆した。このように、最高裁は、参議院に関しても、実質的に較差の程度に関する立法裁量を縮小する方向に向かっている。

上記②に関し、平成26年判決は、「単に期間の長短のみならず、是正のために採るべき措置の内容、そのために検討を要する事項、実際に必要となる手続や作業等の諸般の事情を総合考慮して、国会における是正の実現に向けた取組が司法の判断の趣旨を踏まえた裁量権の行使の在り方として相当なものであったといえるか否かという観点に立って評価すべき」と判示し、衆議院に関する判決と同趣旨の判断枠組みを示した。そうであれば、衆議院と同様に、この点に関しても、最高裁は、漸次的ではあるが、実質的に立法裁量を狭める方向に向かっている。

これらの最高裁判決には、衆議院と同様、下級裁判所の判断と国民の権利意識が影響していると解される。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

- ① 佐々木雅寿、「昭和51年衆議院議員定数不均衡違憲判決の背景」『法学雑誌』62巻3・4号、2016年、1頁～43頁、査読無
- ② 佐々木雅寿、「衆議院定数不均衡訴訟違憲判決」『論究ジュリスト』17号、2016年、54頁～60頁、査読無
- ③ 佐々木雅寿、「カナダ最高裁判所におけるロー・クラーク」『北大法学論集』66巻2号、2015年、261頁～271頁、査読無

<http://hdl.handle.net/2115/59601>

〔学会発表〕（計1件）

- ① 佐々木雅寿、「カナダにおける憲法変動とカナダ最高裁判所の役割」、全国憲法研究会、2016年10月10日、早稲田大学、東京都・日本、招待

〔図書〕（計6件）

- ① 佐々木雅寿、「議員定数不均衡訴訟」、棟居快行他編『判例トレーニング憲法』（信山社）、2018年、184頁～192頁
- ② 佐々木雅寿、「序章：「比較人権論」のすすめ」、「第6章：カナダ」、「終章：人権保障の現状と日本の特徴」、中村睦男・佐々木雅寿・寺島壽一編著『世界の人権保障』（三省堂）、2017年、1頁～9頁、117頁～136頁、225頁～242頁
- ③ 佐々木雅寿、「カナダにおける憲法変動とカナダ最高裁判所の役割」、全国憲法研究会編『憲法問題28』（三省堂）、2017年、76頁～88頁
- ④ 佐々木雅寿、「衆議院定数不均衡訴訟違憲判決」、長谷部恭男編『論究憲法』（有斐閣）、2017年、109頁～122頁
- ⑤ 佐々木雅寿、「衆議院小選挙区制の下での最高裁と国会との継続的対話」、岡田信弘他編『憲法の基底と憲法論』（信山社）、2015年、755頁～780頁
- ⑥ 佐々木雅寿、「第5講：幸福追求権」、「第17講：裁判所と司法権」、「第19講：地方自治」、中村睦男編著、岩本一郎、大島佳代子、木下和朗、齊藤正彰、佐々木雅寿、寺島壽一著『はじめての憲法学（第3版）』（三省堂）、2015年、49頁～58頁、185頁～196頁、207頁～216頁

〔その他〕

研究会報告（計1件）

- ① 佐々木雅寿、「カナダにおける違憲審査の手続と対話——カナダにおける憲法的対話の諸相——」、岡山公法判例研究会特別研究会、2018年2月17日（土）、岡山大学法学部会議室（津島北キャンパス、文法経2号館2階）、岡山市・日本

6. 研究組織

(1)研究代表者

佐々木 雅寿 (SASAKI, Masatoshi)
北海道大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：90215731

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし

(4)研究協力者 なし